

2 学校における事前防止対策の推進

(1) 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(薬物乱用防止教育の重要性)</p> <p>薬物乱用に関する問題については、一度依存性のある薬物を乱用すると、そこから抜け出すことは困難であることから、薬物乱用そのものを始めさせない事前防止対策が最も本質的な対応であるとされている。特に、青少年期は、依存性薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であり、また、心身の発育・発達途上にあるため容易に依存状態に移行しやすく、人格の形成が妨げられるなど薬物の影響が深刻な形で現れやすいとされているほか、薬物乱用者の多くは、最初の薬物乱用の経験を青少年期にもっているとしている。</p> <p>平成20年における少年による大麻事犯の検挙人員は234人となっており、前年比で50人(27.2%)増加し、過去10年間で最も多くなっているほか、全国各地において、高校生や大学生などの逮捕者がみられることから、初等中等教育段階からの薬物乱用防止に関する指導が極めて重要な意義を持っている。</p>	<p>表2-(1)-①</p> <p>表2-(1)-②</p> <p>表2-(1)-③</p>
<p>(中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育)</p> <p>このため、中学校及び高等学校においては、それぞれ「中学校学習指導要領」(平成20年3月28日付け文部科学省告示第28号)及び「高等学校学習指導要領」(平成21年3月9日付け文部科学省告示第34号)に基づき、薬物乱用防止に関する教育を実施することとされているほか、第三次五か年戦略においては、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行うこととされている。</p> <p>また、第一次から三次にわたる五か年戦略では、学校における薬物乱用防止教育の充実強化のため、すべての中学校及び高等学校において、少なくとも年1回は警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師などの薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師を活用した薬物乱用防止教室の実施が求められている。</p>	<p>表2-(1)-④</p> <p>表2-(1)-⑤</p>
<p>(文部科学省による指導)</p> <p>文部科学省では、五か年戦略が策定された都度、学校における青少年の薬物乱用防止に関する指導の徹底を図るための通知を発出しており、第三次五か年戦略策定後においても「薬物乱用防止教育の充実について」(平成20年9月17日付け20文科ス第639号文部科学省スポーツ・青少年局長通知)により、都道府県、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会(以下「都道府県等」という。)に対して、すべての中学校及び高等学校において、年1回は薬物乱用防止教室を実施するよう指導を行っている。</p>	<p>表2-(1)-⑥</p>

(全国における薬物乱用防止教室の実施状況)

しかしながら、全国の中学校及び高等学校の薬物乱用防止教室の実施状況(国公立及び私立学校を含む全国平均)については、文部科学省の資料によると、下表のとおり、平成20年度における中学校での実施率は58.4%、高等学校での実施率は64.1%にとどまっており、薬物乱用防止五か年戦略策定後の12年度(中学校53.5%、高等学校62.5%)及び薬物乱用防止新五か年戦略策定後の16年度(中学校55.5%、高等学校62.7%)の実施率と比べても大きく増加しておらず、薬物乱用防止五か年戦略策定以降、横ばいの状況が続いている。

表 薬物乱用防止教室の実施率の推移

(単位：%)

区 分	平成12年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
中学校	53.5	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4
高等学校	62.5	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1
平 均	58.0	59.1	60.4	61.4	58.5	61.3

(注) 文部科学省の資料により当省が作成した。

【調査結果】

今回、当省が、14都道府県における公立・私立別の中学校及び高等学校の薬物乱用防止教室の実施状況、薬物乱用防止教室の実施に係る中学校及び高等学校に対する都道府県(都道府県教育委員会を含む。)の指導・支援の実施状況等を調査した結果、以下のとおり、公立学校及び私立学校とも、都道府県ごとの薬物乱用防止教室の実施率に大きなばらつきがある一方、一部の都道府県においては、学校に対する効果的と考えられる取組を行っている例がみられ、これらの中には、薬物乱用防止教室の実施率が高い都道府県もみられた。

また、14都道府県平均の公立・私立別の薬物乱用防止教室の実施率(平成18年度から20年度までの3か年平均)については、公立中学校は60.6%、公立高等学校は73.6%となっているのに対し、私立中学校は28.8%、私立高等学校は45.4%にとどまっており、私立学校における実施率が公立学校に比べて全体的に低くなっている。

ア 公立学校における薬物乱用防止教室の実施状況

(ア) 公立中学校における実施状況

平成18年度から20年度までの3か年における平均実施率が90%以上となっているものが2都道府県みられる一方、同実施率が50%以下となっているものが5都道府県みられた。また、3か年における平均実施率が最も高い都道府県では98.7%となっているのに対し、最も低い都道府県は

表2-(1)-⑦

30.7%にとどまっている。

(イ) 公立高等学校における実施状況

平成18年度から20年度までの3か年における平均実施率が90%以上となっているものが4都道府県みられる一方、同実施率が50%以下となっているものが2都道府県みられた。また、3か年における平均実施率が最も高い都道府県では99.5%となっているのに対し、最も低い都道府県は31.4%にとどまっている。

表2-(1)-⑧

イ 私立学校における薬物乱用防止教室の実施状況

(ア) 私立中学校における実施状況

平成18年度から20年度までの3か年(3都道府県については19年度及び20年度の2か年)における平均実施率が90%以上となっているものは1都道府県にとどまっております、12都道府県では、同実施率が50%以下となっている。また、3か年(同上)における平均実施率が最も高い都道府県では93.6%となっているのに対し、最も低い都道府県では4.4%にとどまっている。

表2-(1)-⑨

(イ) 私立高等学校における実施状況

平成18年度から20年度までの3か年(3都道府県は、19年度及び20年度の2か年)における平均実施率が90%以上となっているものが2都道府県みられる一方、実施率が50%以下となっているものが9都道府県みられた。また、3か年(同上)における平均実施率が最も高い都道府県は、96.7%となっているのに対し、最も低い都道府県は、9.6%にとどまっている。

表2-(1)-⑩

ウ 都道府県における指導・支援の実施状況

中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の実施に係る指導・支援は、文部科学省、都道府県、都道府県教育委員会等により行われているが、前述のとおり、全国の中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の実施率は、薬物乱用防止五か年戦略策定以降横ばいの状況が続いており、平成20年度においても、それぞれ6割程度の実施率にとどまっている。また、当省の調査結果では、公立学校及び私立学校とも、都道府県ごとの実施率に大きなばらつきがみられたほか、私立学校における実施率は、公立学校に比べて全体的に低くなっている。

今回、調査した14都道府県における薬物乱用防止教室の実施に係る中学校及び高等学校に対する指導・支援の実施状況をみると、一部の都道府県において、関係機関が連携して公立学校及び私立学校のすべての学校を対象とした薬物乱用防止教室の実施を推進する体制を整備している例(2都道府県)や薬物乱用防止教室の実実施計画の提出を求めている例(2都道府県)など、中学校及び高等学校に対する効果的と考えられる取組を行っている例がみられ、これらの都道府県においては、薬物乱用防止教室の実施率が高くなって

表2-(1)-⑪～
⑭

いる。また、薬物乱用防止教室の講師名簿を提供している例（3都道府県）や管内の高校生による薬物事件の発生を受けて、薬物乱用防止教室の実施を促す取組を実施している例（2都道府県）などの独自の取組を行っている例もみられた。

一方、文部科学省では、三次にわたる薬物乱用防止五か年戦略の策定を受けて、その都度、都道府県等に対して、すべての中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室を実施するよう通知による指導を行っており、毎年度、中学校や高等学校などにおける薬物乱用防止教室の実施状況等を把握している。しかしながら、全国の中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の実施率は薬物乱用防止五か年戦略策定以降横ばいの状況が続いているほか、当省の調査結果では、都道府県ごとの実施率に大きなばらつきがみられ、私立学校における実施率は公立学校に比べて全体的に低くなっており、薬物乱用防止教室の実施率を向上させるための支援は不十分となっている。

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図っていくためには、中学校や高等学校などの初等中等教育段階において、確実に薬物乱用による様々な影響を理解させ、絶対に薬物を乱用しないという強い意志を持たせることが重要であり、そのためには、公立・私立などの学校や地域にかかわらず、すべての中学校及び高等学校に対して、薬物乱用防止教室の実施が徹底されるべきであると考えられる。また、薬物乱用防止教室の実施の徹底に当たっては、実施率が高い都道府県等の取組事例の提供や実施率が低い都道府県等に対する指導などにより、実施率の向上を図る必要があると考えられる。

【所見】

したがって、文部科学省は、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図る観点から、都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずる必要がある。

(説明)

表 2 - (1) - ① 「大学と学生」(平成 21 年第 64 号(独立行政法人日本学生支援機構編))における記述

○ 「大学生を含む青少年の薬物乱用の実態と予防対策」(勝野真吾(兵庫教育大学理事・副学長))

<抜粋>

はじめに

依存性のある薬物を乱用すると、そこから抜け出すことは困難で、薬物乱用事犯は再犯率が極めて高いのが特徴である。また、薬物乱用者のほとんどは、最初の薬物乱用の経験を青少年期にもっている。従って、薬物乱用に対しては「第一次予防」、すなわち危険な薬物に手を染めることそのものを防止することが対策の第一となり、その主な対象は青少年：児童、生徒、学生となる。

「第一次予防」の具体的な働きかけの方法は、教育である。「Drug Free」、薬物のないクリーンな社会を築くために世界各国は共通して教育、特に「学校教育」を通じた予防をもっとも重視している。薬物に手を染める危険が高い年齢は学齢期に重なるので、この観点からも学校における薬物乱用防止教育が重要となるのである。

薬物乱用に対する予防の考え方と薬物乱用防止対策

薬物乱用は、乱用される薬物のもつ依存性と乱用の始まりが発育・発達過程にある青少年期であることが多いことから、薬物に手を染めた後の対応である第二次予防、第三次予防(薬物依存症の治療と社会復帰)が極めて困難である。従って、薬物乱用に対しては、薬物乱用そのものを始めさせない第一次予防が最も本質的な対応となる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ② 薬物乱用防止五か年戦略における記述

○ 薬物乱用防止五か年戦略 <抜粋>

目標 1 中・高校生を中心に薬物乱用の危険性を啓発し、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。

2 対策

(1) 学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実

(初等中等教育段階での薬物乱用防止指導)

青少年期は、たばこ(ニコチン)、酒(アルコール)を含めた依存性薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であり、また、心身の発育・発達途上にあるため、依存状態に容易に移行しやすく、人格の形成が妨げられるなど薬物の影響が深刻な形で現れやすい。したがって、初等中等教育段階からの薬物乱用防止に関する指導が、極めて重要な意義を持つ。

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (1)-③ 少年の大麻事犯の検挙人員の推移

(単位:人)

区 分	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総 数	127	105	188	192	191	223	182	197	184	234
うち中学生	0	6	4	4	3	6	5	4	1	2
うち高校生	32	22	44	34	38	38	43	27	28	48

(注) 警察庁、厚生労働省、海上保安庁 (内閣府集計) 調べ

表 2- (1)-④ 学習指導要領における薬物乱用防止教育に係る記述

○ 「中学校学習指導要領」(平成 20 年 3 月 28 日付け文部科学省告示第 28 号) <抜粋>

第 2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

3 内容の取扱い

(1) (略)、内容の(4)は第 3 学年で取り扱うものとする。

(8) 内容の(4)のウについては、心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また、薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

○ 「高等学校学習指導要領」(平成 21 年 3 月 9 日付け文部科学省告示第 34 号) <抜粋>

第 2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。

喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

3 内容の取扱い

(1) (略)

(2) 内容の(1)のイの喫煙と飲酒、薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。

表 2 - (1) - ⑤ 第三次五か年戦略における薬物乱用防止教育の実施に係る記述

○ 第三次薬物乱用防止五か年戦略 <抜粋>

目標 1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

- ・ 学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。(文部科学省)
- ・ すべての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導すること。その際、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図る。(警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ⑥ 文部科学省による薬物乱用防止教育の実施に係る通知

○ 「薬物乱用防止教育の充実について(通知)」(平成20年9月17日付け20文科ス第639号文部科学省スポーツ・青少年局長通知) <抜粋>

- 1 小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。
- 2 すべての中学校及び高等学校において、年に1回は「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても「薬物乱用防止教室」の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ること。なお「薬物乱用防止教室」は、学校保健計画において位置付け実施するものとし、薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ⑦ 薬物乱用防止教室の実施状況（公立中学校）

（単位：％）

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	63.8	61.5	76.0	67.1
B 県	60.7	69.3	74.8	68.3
C 県	44.5	40.0	43.3	42.6
D 県	70.9	61.3	61.1	64.4
E 県	38.1	38.7	39.0	38.6
F 県	67.8	73.8	70.1	70.6
G 県	50.8	39.6	52.7	47.7
H 県	99.6	97.7	98.8	98.7
I 県	81.0	65.1	62.1	69.4
J 県	35.5	33.9	41.0	36.8
K 県	59.5	59.2	63.2	60.6
L 県	28.0	28.4	35.6	30.7
M 県	58.8	59.6	56.8	58.4
N 県	97.1	92.1	92.1	93.8
14 県平均	61.2	58.6	61.9	60.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 政令指定都市が設置する中学校を除く。

表 2 - (1) - ⑧ 薬物乱用防止教室の実施状況（公立高等学校）

（単位：％）

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	84.2	89.2	91.9	88.4
B 県	100.0	98.5	100.0	99.5
C 県	33.3	30.9	30.1	31.4
D 県	71.7	59.6	71.7	67.7
E 県	76.3	76.3	80.0	77.5
F 県	98.2	95.0	92.2	95.1
G 県	65.6	49.4	54.7	56.6
H 県	99.0	99.0	100.0	99.3
I 県	80.9	77.9	82.8	80.5
J 県	74.4	68.5	95.2	79.4
K 県	94.3	97.1	91.4	94.3
L 県	43.9	44.3	32.9	40.4
M 県	56.1	52.7	47.0	51.9
N 県	72.9	63.5	68.2	68.2
14 県平均	75.1	71.6	74.2	73.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 政令指定都市が設置する高等学校を除く。

表 2 - (1) - ⑨ 薬物乱用防止教室の実施状況 (私立中学校)

(単位 : %)

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	20.0	20.0	40.0	26.7
B 県	100.0	62.5	62.5	75.0
C 県	5.1	5.1	6.7	5.6
D 県	28.7	20.6	7.7	19.0
E 県	—	16.7	33.3	25.0
F 県	44.4	29.6	33.3	35.8
G 県	8.3	20.8	4.2	11.1
H 県	—	91.3	95.8	93.6
I 県	37.5	37.5	50.0	41.7
J 県	0.0	0.0	13.3	4.4
K 県	50.0	0.0	0.0	16.7
L 県	17.1	17.1	17.1	17.1
M 県	—	18.2	19.0	18.6
N 県	0.0	20.0	16.7	12.2
14 県平均	28.3	25.7	28.5	28.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は、データが残っていないため、不明。

表 2 - (1) - ⑩ 薬物乱用防止教室の実施状況 (私立高等学校)

(単位 : %)

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	37.5	50.0	62.5	50.0
B 県	100.0	95.0	95.0	96.7
C 県	15.2	9.6	16.0	13.6
D 県	35.9	21.4	26.6	28.0
E 県	—	21.1	36.8	29.0
F 県	50.0	48.3	56.7	51.7
G 県	22.2	11.1	13.9	15.7
H 県	—	93.0	95.3	94.2
I 県	64.3	64.3	64.3	64.3
J 県	40.7	37.0	60.4	46.0
K 県	70.0	80.0	90.0	80.0
L 県	19.2	21.2	25.0	21.8
M 県	—	29.1	41.8	35.5
N 県	11.1	11.8	5.9	9.6
14 県平均	42.4	42.4	49.3	45.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は、データが残っていないため、不明。

表 2 - (1) - ⑪ 関係機関が連携して薬物乱用防止教室の実施を推進する体制を整備している例（2 都道府県）

1 H県

H県では、昭和 51 年度から、順次対象校を拡大しながら薬物乱用防止教室を社団法人H県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）に委託して実施しており、平成 19 年度からは、県内のすべての小学校、中学校及び高等学校を対象として実施している。

同県では、薬物乱用防止教室の内容の統一化や関係機関との連携を図るため、県薬事室、県私学振興室、県教育委員会、県警本部、県薬剤師会等から構成される薬物乱用防止教室検討委員会を設置し、年 2 回開催される会議において、基本方針の策定、講師用テキストや配布資料の検討、実施結果の報告等を行っている。

また、薬物乱用防止教室検討委員会の下に、保健所、県薬剤師会支部、市町教育委員会、警察署等から構成される事業実施地区ごとの「地区会議」を設置しており、同会議において、前年度の反省を踏まえた意見交換や当該年度の具体的な実施スケジュール等を決定している。

このように、同県では、県レベル及び地区レベルで関係機関が連携して、公立・私立のすべての学校を対象とした薬物乱用防止教室を実施する体制が整備されているため、薬物乱用防止教室の実施が定着しており、同県（政令指定都市を除く。）の平成 18 年度から 20 年度の 3 か年（私立学校は、19 年度及び 20 年度の 2 か年）における薬物乱用防止教室の平均実施率は、公立高等学校は 99.3%、私立高等学校は 94.2%、公立中学校は 98.7%、私立中学校は 93.6%と、いずれも 90%以上の高い実施率となっている。

2 B県

B県では、平成 6 年から、県内の半数の小学校とすべての中学校及び高等学校を対象として、薬物乱用防止教室を実施している。

同県では、県薬務課、県学事文書課（私学担当課）、県教育委員会及び県警本部から構成される薬物乱用防止教室打ち合わせ会議を設置し、年 1 回開催される会議において、実施状況の確認・評価、基本方針の策定、実施要領の見直し等を行っている。

このように、同県では、関係機関が連携して、公立・私立のすべての中学校及び高等学校を対象とした薬物乱用防止教室を実施する体制が整備されているため、薬物乱用防止教室の実施が定着しており、平成 18 年度から 20 年度の 3 か年における薬物乱用防止教室の平均実施率は、公立高等学校は 99.5%、私立高等学校は 96.7%、公立中学校は 68.3%、私立中学校は 75.0%と、高等学校はほぼ 100%、中学校はおおむね 70%の高い実施率となっている。

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑫ 薬物乱用防止教室の実施計画の提出を求めている例（2 都道府県）

1 B 県

B 県では、薬物乱用防止教室を実施するに当たって、毎年度、県内のすべての中学校及び高等学校に対して、薬物乱用防止教室実施計画書（以下「実施計画書」という。）の提出を求めている。実施計画書には、実施予定日、希望する講師、希望する実施内容等を記入することになっており、同県では、提出された実施計画書に基づき、講師の選定及び調整を行うほか、実施計画書の提出がない学校については、計画未策定の理由の把握を行い、実施に向けた指導・要請を行っている。

また、薬物乱用防止教室の終了後には、実施報告書の提出を求めており、具体的な実施状況の確認を行っている。

このように、同県では、実施計画書を提出させることにより、講師の調整及び実施未計画校への指導・要請を行っており、同県の平成 18 年度から 20 年度の 3 か年における薬物乱用防止教室の平均実施率は、公立高等学校は 99.5%、私立高等学校は 96.7%、公立中学校は 68.3%、私立中学校は 75.0%と、高等学校はほぼ 100%、中学校はおおむね 70%の高い実施率となっている。

2 F 県

F 県（県教育委員会）では、平成 18 年度から、県内すべての公立学校に対して、当該年度に薬物乱用防止教室を実施しなかった理由、翌年度の実施計画の有無、実施計画がない場合の理由等について調査を実施している。この調査は、薬物乱用防止教室の実施率向上を目的として実施しているものであり、同県では、調査結果に基づき、当該年度に実施していない学校及び翌年度の実施計画のない学校に対して、実施に向けた指導・要請を行っている。

このように、同県では、実施計画の有無等を調査することにより、未実施校及び実施未計画校に対する指導・要請を行っており、同県（政令指定都市を除く。）の平成 18 年度から 20 年度の 3 か年における公立学校の薬物乱用防止教室の平均実施率は、高等学校は 95.1%、中学校は 70.6%の高い実施率となっている。

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑬ 薬物乱用防止教室の講師名簿を提供している例（3 都道府県）

1 F 県

F 県では、平成 12 年度及び 18 年度に、各学校等における薬物乱用防止教室の講師選定の参考となるように、講師名簿の一覧を作成し、県内の公立学校、私立学校及び関係団体など約 2,000 か所に配布している。同名簿に登録されている講師は、同県が薬物乱用防止教室の専門講師として養成した者（少年補導員、教職員OB等）、学校薬剤師、ライオンズクラブ会員等であり、平成 18 年度版の名簿には、個人講師 216 人及び 19 機関が登録されている。

2 G 県

G 県では、毎年、各学校における薬物乱用防止教室の講師選定の参考となるように、講師名簿の一覧を作成し、県内のすべての公立学校及び私立学校に配布している。同名簿に登録されている講師は、学校医、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員のうち、同県が薬物乱用防止教室の専門講師として養成した者であり、平成 21 年 4 月 1 日現在、171 人が登録されている。

3 I 県

I 県（県教育委員会）では、毎年、各学校における薬物乱用防止教室の講師選定の参考となるように、県内のすべての公立学校に対して、薬物乱用防止教室の講師となる者を対象として実施している研修会の受講者名簿（講師名簿）を配布している。同名簿に登録されている受講者は、保健所職員、学校医、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員、ライオンズクラブ会員であり、平成 20 年度の名簿には、46 人が登録されている。

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑭ 管内の高校生による薬物事件の発生を受けて、平成 20 年度以降に新たな取組を行っている例（2 都道府県）

1 D 県

D 県（県教育委員会）では、平成 20 年度に県内の公立高等学校の生徒が大麻取締法違反で逮捕されたことを受けて、21 年 1 月に、管内のすべての公立学校に対して、「薬物乱用防止に関する指導点検表」の作成及び提出を依頼し、薬物乱用防止に関する指導の実施状況を自ら点検させることにより、薬物乱用防止教室の実施などを促している。

さらに、薬物乱用についてはその後も依然として憂慮すべき状況にあるとして、平成 21 年度には管内のすべての公立学校に対して、同年度内に必ず薬物乱用防止教室を実施するよう指導するなど、薬物乱用防止に関する指導の徹底を図っている。

2 J 県

J 県（県教育委員会）では、平成 20 年度に県内の公立高等学校の生徒が大麻取締法違反で逮捕される事件が続発したことを受けて、同年 11 月に、管内のすべての公立高等学校に対して、薬物乱用防止教室の実施状況等の報告を求めるとともに、同年度内に必ず薬物乱用防止教室を実施するよう指導を行っている。

その結果、同県（政令指定都市を除く。）の公立高等学校における薬物乱用防止教室の実施率は、平成 19 年度の 68.5%から、20 年度は 95.2%と大きく上昇している。

（注）当省の調査結果による。